

平成十四年七月三十一日提出
質問第一八八号

中国ダイエット食品の健康被害情報に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

中国ダイエット食品の健康被害情報に関する質問主意書

一 二名の方がお亡くなりになった中国ダイエット食品「せん之素こう囊」（せんのもとこうのう）及び一名の方がお亡くなりになった同「御芝堂減肥こう囊」（おんしどうげんぴこうのう）に関する健康被害情報のうち、平成十三年以前に厚生労働省（あるいは厚生省）に寄せられたものすべてについて、情報を受けた月日、内容（症状等）をできる限り詳細にお示し願いたい。

二 「せん之素こう囊」の肝障害症例七人分（六人は入院）が平成十三年に医療機関から厚生労働省に報告されていたというのは事実か。事実であれば、その情報を受けた厚生労働省の課名と当時の課長氏名及び課を管轄する局長氏名をお示し願いたい。

三 二で質問した七人分の内容（報告を受けた時期と患者さんの状況、発病時期等）をできる限り詳しくお示し願いたい。

四 この七人それぞれ肝障害症例の報告を受けた時点で、マスコミ発表していれば、平成十四年二月に盛岡市でお亡くなりになられた六十才の女性をはじめ、被害拡大が防げたと考えるが、なぜ、それぞれ報告を受けた時点で公表しなかったのか。

五 七人それぞれの報告を受けた時点で、「せん之素こう嚢」に肝障害を引き起こす成分が入っているか否か、成分分析・検査をしたのか。

六 五の検査をしていないのであれば、なぜか。また、検査をすべきだったと考えるか。

七 現時点では、「せん之素こう嚢」が肝障害を引き起こすと公表しているが、「せん之素こう嚢」に肝障害を引き起こす成分が入っているか否か検査で確認されたのか。

八 現時点では、「せん之素こう嚢」が肝障害を引き起こすと公表しているが、七人それぞれの肝障害症例の報告を受けた時点では、公表はなかった。なぜ、今回公表し、七人の報告時点では公表しなかったのか。この違いはどこから来るのか。

右質問する。